

令和7年度 会則および内規他における新旧対照表

改正後		改正前		備考
第4章 本部役員				
第5条	本会の本部役員は、次の通りとする。 会長（1名） 副会長（3名以上、この内1名～2名は教頭） 会計（2名） 会計監査（2名） 庶務（若干名） ただし、本会の役員は状況に応じて増減することができる。	第5条	本会の本部役員は、次の通りとする。 会長（1名） 副会長（3名～4名この内1名～2名は教頭） 会計（2名） 会計監査（2名） 庶務（若干名）	（変更） （追加）
第5章 宮っ子サポーター		第5章 クラスサポーターおよびその他顧問		（変更）
第9条	宮っ子サポーターは、各学級から4名程度の会員で構成する。ただし、4名に満たない場合でも活動できるものとする。	第9条	クラスサポーターは、各学級から4名選出する。ただし、4名に満たない場合でも活動できるものとする。	（変更）
第10条	宮っ子サポーターは、任期を1年とする。	第10条	クラスサポーターは、任期を1年とする。	（変更）
第11条	宮っ子サポーターは、学校保健活動や学校整備活動に関する活動や協力などをすすめる。	第11条	クラスサポーターは、学校保健活動や学校整備活動に関する活動や協力などをすすめる。	（変更）
	（削除）	第12条	本会の円滑な運営をはかるため、理事会の承認を得て顧問をおくことができる。	（削除）
第6章 会議				
第12条	会議は、総会・五役会・本部役員会・臨時委員会とする。	第13条	会議は、総会・理事会・五役会・本部役員会・学年会・学級会とする。	（変更） （削除） （追加）
第13条	（略）	第14条	（略）	（変更）
第14条	総会は、通常総会と臨時総会をもって構成する。通常総会は、年1回とし、年度の初めに書面（オンラインを含む）にて開催する。臨時総会は、会員の3分の1以上の要求、または五役会の議決、および会長が必要と認めたときに開催することができる	第15条	総会は、通常総会と臨時総会をもって構成する。通常総会は、年1回とし、年度の初めに書面に開催する。臨時総会は、会員の3分の1以上の要求、または理事会の議決、および会長が必要と認めたときに開催することができる	（変更） （追加）
第15条	（略）	第16条	（略）	（変更）
第16条	（略）	第17条	（略）	（変更）
第17条	総会は、次の事項を審議する。 1. 会則、組織図、関係団体との活動 2. 年間活動報告 3. 会計決算報告および会計監査報告 4. 年間活動計画 5. 会計予算 6. 本部役員 7. おやじの会 8. その他、必要と認めた事項	第18条	総会は、次の事項を審議する。 1. 会則、組織図、関係団体との活動 2. 年間活動報告 3. 会計報告 4. 年間活動計画 5. 予算 6. 本部役員 7. その他、必要と認めた事項	（変更） （追加）
	（削除）	第19条	理事会は、総会に次ぐ議決機関であり、校長、本部役員、各クラスサポーター、おやじの会会長、青少年補導委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集、または書面開催を行う。	（削除）
	（削除）	第20条	理事会は、次の事項を協議する。 1. 総会に付議すべき事項 2. その他、会務運営に必要な事項	（削除）
第18条	（略）	第21条	（略）	（変更）
第19条	五役会は、次の事項を協議する。 1. 総会、宮っ子サポーターに付議すべき事項 2. 総会、宮っ子サポーターから委任された事項 3. 会務運営に必要な事項 4. 他の団体との連携などの活動に関する事項	第22条	五役会は、次の事項を協議する。 1. 総会、理事会、クラスサポーターに付議すべき事項 2. 総会、理事会、クラスサポーターから委任された事項 3. 会務運営に必要な事項 4. 他の団体との連携などの活動に関する事項	（削除） （変更）
第20条	本部役員会は、本部役員をもって構成し、必要に応じて開催する。	第23条	本部役員会は、本部役員をもって構成する。必要に応じて会長が招集する。	（変更）
第21条	（略）	第24条	（略）	（変更）
	（削除）	第25条	学年会は、各学年のクラスサポーター全員をもって構成し、学年ごとに行う。学級会は、各学級の保護者全員をもって構成し、学級ごとに行う。学年会、学級会は、それぞれ、クラスサポーターが招集し、必要なことを協議する。	（削除）
第22条	本部役員会は、その責任と権限の範囲内において、臨時委員会を設置し、特定の議題の調査および検討を依頼することができる。			（追加）
第23条	臨時委員会の組織、運営については、その設置の都度、会長が定めることとする。			（追加）
第24条	臨時委員会は、調査および検討した結果を本部役員会に報告する。			（追加）

改正後		改正前		備考
第7章 おやじの会		第7章 おやじの会および臨時委員会		(変更)
第25条	(略)	第26条	(略)	(変更)
第26条	(略)	第27条	(略)	(変更)
第27条	(略)	第28条	(略)	(変更)
第28条	(略)	第29条	(略)	(変更)
	(削除)	第30条	臨時委員会の委員は、会長が定めるものとする。	(削除)
第8章 経理				
第29条	(略)	第31条	(略)	(変更)
第30条	本会の会員は、1世帯あたり年額1,800円の会費を納めるものとする。	第32条	本会の会員は、会費を納めるものとする。 1. 会費は、1世帯あたり月額150円とする。 2. 年度の途中で入会した会員の会費は、入会した月から納めるものとし、途中で退会した場合は退会した月まで納めるものとする。	(変更)
第31条	(略)	第33条	(略)	(変更)
第32条	(略)	第34条	(略)	(変更)
第33条	(略)	第35条	(略)	(変更)
第9章 改定				
第34条	(略)	第36条	(略)	(変更)
付則	本会の運営上必要と認められたときは、五役会にはかり内規を設けることができる。 この会則は、令和7年4月22日から実施する。	付則	本会の運営上必要と認められたときは、五役会にはかり内規を設けることができる。 この会則は、昭和23年5月26日から実施する。 昭和47年4月22日改正 昭和53年3月3日改正 昭和57年4月24日改正 平成2年4月28日改正 平成11年4月17日改正 平成12年4月15日改正 平成16年4月17日改正 平成21年4月24日改正 平成29年4月27日改正 令和4年4月13日改正 令和5年4月26日改正 令和6年4月24日改正	(追加)

船橋市立宮本小学校父母と教師の会 本部役員選考規定			
第2条	本部役員候補者は、現本部役員・旧本部役員で推薦する。ただし、副会長のうち1～2名は教師代表とし、教頭が推薦を受ける。	第2条	本部役員候補者は、現本部役員・旧本部役員で推薦する。ただし、副会長3名～4名の内1名～2名は教頭とする。
第4条	この規定では、総会において出席者、議決権行使書ならびに委任状の3分の2以上の承認を得て、改正することができる。	第4条	この規定では、理事会において出席者、議決権行使書ならびに委任状の3分の2以上の承認を得て、改正することができる。
付則	この規定は、令和7年4月22日から適用する。	第33条	この規定は、令和4年4月13日から適用する。

(削除)	船橋市立宮本小学校父母と教師の会 表彰規定	(削除)
------	-----------------------	------

船橋市立宮本小学校父母と教師の会 慶弔規定			
第2条	本会関係者に対する弔慰金は、次の通りとする。 1. 会員死亡の場合は、1万円とする。 2. 児童死亡の場合は、1万円とする。	第2条	本会関係者に対する慶弔金は、次の通りとする。 1. 会員死亡の場合は、1万円とする。 2. 児童死亡の場合は、1万円とする。
第3条	本会関係者に対する見舞金は、火災によって被害を受けたときは、1万円とする。	第3条	本会関係者に対する見舞金は、次の通りとする。 1. 火災、その他の災害によって被害を受けたときは、1万円とする。
第5条	この規定は、総会において出席者、議決権行使書ならびに委任状の3分の2以上の承認を得て、改正することができる。	第5条	この規定は、理事会において出席者、議決権行使書ならびに委任状の3分の2以上の承認を得て、改正することができる。
付則	この規定は、令和7年4月22日から適用する。	付則	この規定は、平成16年4月17日から適用する。

船橋市立宮本小学校父母と教師の会 入退会内規		(追加)
(略)		
船橋市宮本小学校父母と教師の会 文書管理内規		(追加)
(略)		

※令和7年3月以降は、令和7年4月22日改正の会則を掲載しております。但し、書面総会にて承認されるまでは、「会則（案）」として取り扱いいます。